

投稿年月日	平成 30 年 9 月 20 日	投稿者	市内在住 男性
ご意見・ご提案 内 容	<p>【南島原市多目的運動広場の建設設計を開始(広報 8 月号)について】  これだけの内容で市民に徹底したといえるんですか。もっと詳細に丁寧知らせるべきです。(市にとっては大事業だから)  ついては、以下のことを質問します。回答は、広報誌にのせてください。</p> <p>①対象地は県有地ときく。県との譲渡契約書に譲渡の条件は何と書いてありますか。(土地取得の経緯)</p> <p>②建設費はいくらですか。(できるだけ詳細に)</p> <p>③こんなに大々的な施設、誰が利用するのですか。全国大会でも年に何回でもあるんですか。今、既に各旧町にある運動場との兼ね合いはどうなりますか。</p>		
回 答	<p>ご意見ありがとうございます。ご質問について、次のとおりご回答いたします。</p> <p>①県有財産譲与契約書では、「譲与物件は、多目的に活用できる運動広場の用途に自ら供さなければならない。譲与物件のうち、建物等は多目的に活用できる運動広場の用途に供するために、自己の負担で解体するものとする。」と謳っております。</p> <p>②概算で、約 7 億円、現在実施設計中であり最終的な金額は精査中です。</p> <p>③全国大会規模の開催は想定していません。市民スポーツ大会や中体連等、また市サッカー協会を介して行われる大人や子どもたちのサッカー大会、また、グラウンド・ゴルフやラグビー等も利用可能です。グラウンドは人工芝と天然芝をそれぞれ 1 グラウンドずつ整備するため人工芝では多少の雨天時も利用可能ですし、天然芝ではスポーツ競技はもちろん各種イベントの開催も可能です。体育館では、修学旅行時の民泊入・離村式としても利用可能です。</p> <p>既存の運動場は、土のグラウンドなので、現在利用されている野球やソフトボールチームの大会、ゲートボール、陸上等で継続して利用されます。</p> <p>なお、回答について広報紙への掲載を要望されていますが、日々市民の皆様方から多数いただく個々の提案等につきましては、紙面の都合上、広報紙への掲載はしておりませんが、市ホームページに掲載いたしますので、ご了承願います。</p>		
担当課	スポーツ振興課		